

○白岡市職員出前講座実施要綱

平成19年3月30日
告示第109号

(目的)

第1条 この告示は、市民が開催する学習会等に市職員を派遣し、市の事務事業の説明及び市政情報の提供を行う講座(以下「出前講座」という。)を実施することにより、市民の市政に対する理解及び関心を深めるとともに、住民満足度の向上を図り、もって市民との協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(利用者)

第2条 出前講座を利用することができるものは、市内に在住し、在勤し、又は在学する者で構成するおおむね10人以上のグループ(以下「グループ」という。)とする。

(実施)

第3条 出前講座は、住民の要望に基づき、市長が必要と認めたものを実施するものとする。

(開催日時)

第4条 出前講座の開催日時は、12月29日から翌年1月3日までを除く日の午前9時から午後9時までの間で、1講座当たり原則として90分以内とする。

(開催場所等)

第5条 出前講座の開催場所は、市内とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 出前講座の場所の確保、開催の準備等は、グループにおいて行うものとする。

(費用負担等)

第6条 出前講座における職員派遣に要する費用は、市が負担する。

2 次に掲げる費用は、グループが負担する。

- (1) 会場等の借上料
- (2) 出前講座に係る材料費
- (3) 出前講座に係る書籍の経費
- (4) その他必要な経費

(事務)

第7条 出前講座への職員派遣に係る事務は、当該出前講座を所管する課等(以下「所管課」という。)が行うものとする。

(申込方法)

第8条 出前講座の実施を希望するグループの代表者は、出前講座を開催しようとする日の2月前から2週間前までに、様式第1号の白岡市職員出前講座実施申込書(以下「申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 グループの代表者は、前項の規定により提出した申込書の内容に変更等が生じたときは、所管課と協議するものとする。

(承認及び不承認)

第9条 市長は、職員派遣の可否を決定し、様式第2号の白岡市職員出前講座実施承認・不承認決定通知書によりグループの代表者へ通知するものとする。

(職員派遣の可否基準及び承認の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、職員派遣を承認せず、職員派遣の承認を取り消し、又は職員派遣を中止するものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。
- (3) 出前講座の目的に反するおそれがあるとき。

2 前項の規定によりグループが損失を受けても、市長はその責めを負わないものとする。

(報告)

第11条 所管課の長は、出前講座の終了後速やかに様式第3号の白岡市職員出前講座実施報告書を市長に提出するものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、出前講座の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年11月21日告示第311号)
この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年4月1日告示第168号)
この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月16日告示第68号)
この告示は、平成30年4月1日から施行する。